

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク る贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の 交換公文	モザンビーク共和国政府に対する経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2020.8.3 マブトで (同日)	日本側 木村元在モザンビ ーク大使 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	2020.8.31 日本側 木村元在モザンビ ーク大使 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	354号
モザンビーク 設建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の 交換公文	ニアツサ州における地方給水施設建設計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	2,076,000千円 2024.2.29まで	2020.12.11 マブトで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	2020.12.24 日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	495号
モザンビーク る贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の 交換公文	モザンビーク共和国政府に対する経済社会開発に係る計画等(海難救助分野)を実施す るために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及 び役務の購入	200,000千円 -----	2020.12.11 マブトで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	2020.12.24 日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	496号
モザンビーク る贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の 交換公文	モザンビーク共和国政府に対する経済社会開発に係る計画等(工事用重機分野)を実施す るために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及 び役務の購入	200,000千円 -----	2020.12.11 マブトで (同日)	日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	2020.12.24 日本側 茂木敏充外務大臣 モザンビーク側 ヴェロニ カ・ナタニエル・マカモ ・デリヨーヴォ外務協力 大臣	497号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。